

# 新たな農業・農村政策が 始まります!!

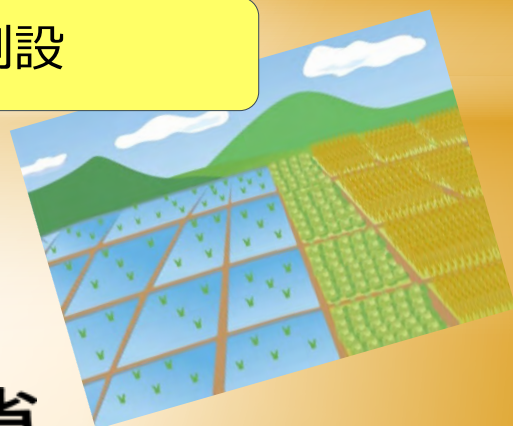


～4つの改革～

- 農地中間管理機構の創設
- 経営所得安定対策の見直し
- 水田フル活用と米政策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設

平成25年12月

農林水産省



# 目 次

I	4つの改革の考え方 . . . . .	1
II	改革の背景 . . . . .	2
III	改革の概要 . . . . .	3
IV	農地中間管理機構 . . . . .	4
V	経営所得安定対策の見直し . . . . .	8
VI	水田フル活用と米政策の見直し . . . . .	12
VII	経営所得安定対策関連の交付金の交付スケジュール . . . . .	19
VIII	日本型直接支払制度の概要 . . . . .	20
IX	Q&A . . . . .	27

# I 4つの改革の考え方

現在、我が国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、構造改革をさらに加速化させていく必要があります。

このため、今般「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました。

具体的には、

- ① 産業政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることが不可欠です。

このため、今般、農地中間管理機構の制度化等を行ったところであり、各地において十分に活用していただくよう、各般の対策を講じることとしています。

- ② また、従来の経営所得安定対策(旧・戸別所得補償)については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとする一方、ナラシ、ゲタ対策については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにすることとしています。

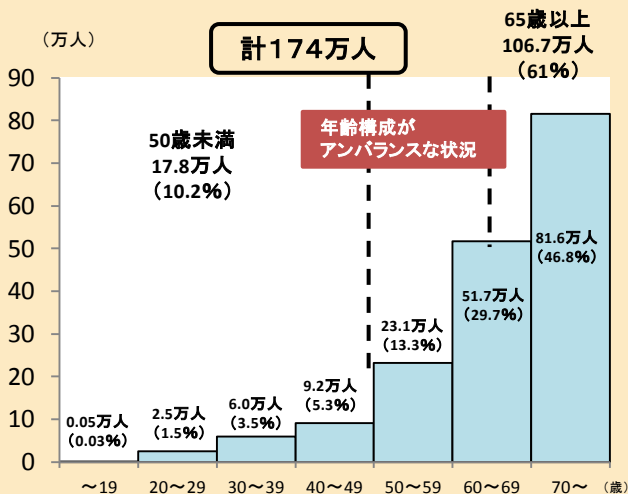
- ③ 加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択する状況を実現することとします。その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしました。

- ④ 一方、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払(多面的機能支払)を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しします。

これらの4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げます。

# II 改革の背景

## 年齢階層別の基幹的農業従事者数(H25)

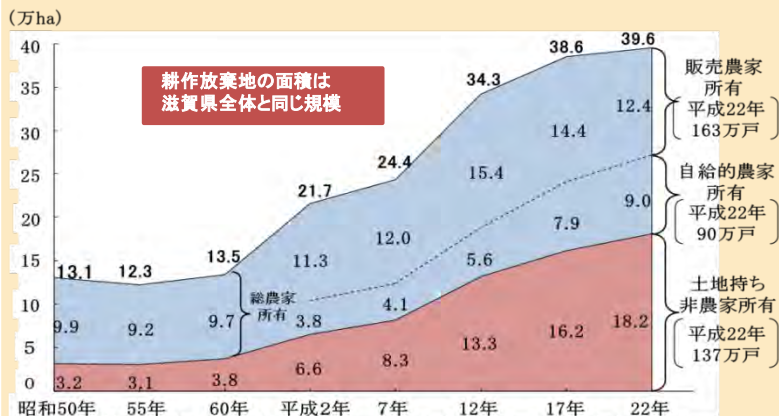


資料: 農林水産省「農業構造動態調査(概数)」(組替集計)

定義: 「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に農業に従事している者をいう。

- 65歳以上が61%、50歳未満は10%という著しくアンバランスな状況となっています。(H25年)

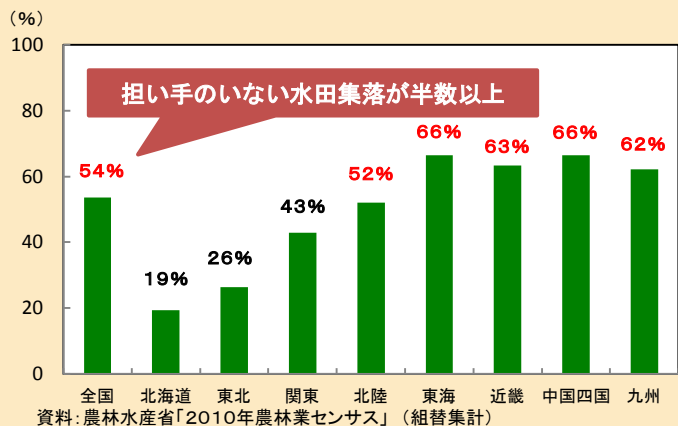
## 耕作放棄地の動向



資料: 農林水産省統計部「農業センサス」により作成。

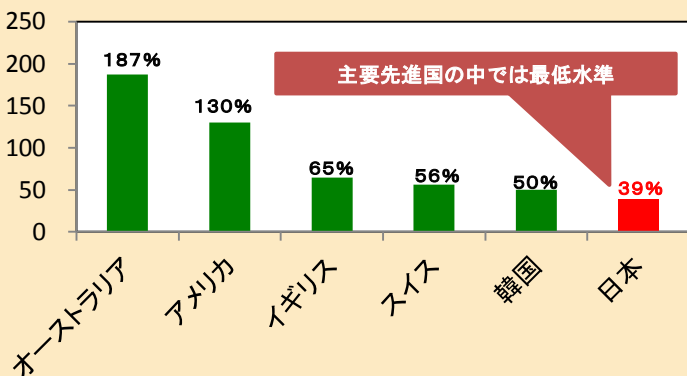
- 耕作放棄地面積は、高齢者のリタイア等に伴い、急激に拡大しています。
- 特に、土地持ち非農家の所有する農地の耕作放棄地が急増しており、全体の半分となっています。
- 相続は農地法の権利移動許可の対象外となっており、今後、耕作放棄地の拡大の可能性が高い状況です。

## 農業を主とする担い手のいない水田集落



- 全国で担い手がいない水田集落が半数以上を占めており、そういった担い手のいない集落・地域では5~10年後には生産力が急激に落ちることが懸念されています。

## 主要先進国の自給率



資料: 農林水産省「食料需給表」  
注: 数値は2009年(日本は2012年度)

- 日本の食料自給率は現在39%(カロリーベース)、この数字は主要先進国の中でも最低の水準です。いま私たちが食べている食物の約6割は海外からの輸入に頼っています。

# III 改革の概要

## 〈関連制度(25年度予算)〉

## 〈制度見直しのポイントと26年度予算案〉

農地中間管理機構

農地中間管理機構関連予算  
【H25予算:一円】  
【H25補正予算:400億円】

農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。  
農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸することにより、地域の農地利用を最適化。  
【H26予算:305億円】

経営所得安定対策の見直し

畑作物の直接支払交付金  
(ゲタ)  
【H25予算:2,123億円】

26年産は現行どおり実施  
(予算措置で、全ての販売農家・  
集落営農を対象に実施)  
【H26予算:2,093億円】

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施  
(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

米・畑作物の収入影響緩和対策(ナラシ)  
【H25予算:724億円(H24年産分)】

26年産は現行どおり実施  
(別途、ナラシの非加入者に対する影響緩和対策を実施)  
【H26予算:751億円(H25年産分)】

27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施  
(認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)

米の直接支払交付金  
(1.5万円/10a)  
【H25予算:1,613億円】

・26年産米から単価を7,500円/10aに削減  
・29年産米までの時限措置(30年産から廃止)【H26予算:806億円】

米価変動補填交付金  
【H25予算:84億円(H24年産分)】

26年産から廃止  
【H26予算:200億円(H25年産分)】

水田フル活用と米政策の見直し

水田活用の直接支払交付金  
【H25予算:2,517億円  
(うち産地資金539億円)】

・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円)  
・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充  
【H26予算:2,770億円(うち産地交付金804億円)】

米政策

水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

日本型直接支払制度の創設

農地・水保全管理支払  
【H25予算:282億円】

地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設  
①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設  
②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援  
【H26予算:483億円】

中山間地域等直接支払  
【H25予算:285億円】  
環境保全型農業直接支援  
【H25予算:26億円】

基本的枠組みを維持しつつ継続  
・中山間地域等直接支払【H26予算:285億円】  
・環境保全型農業直接支援【H26予算:26億円】